

日本消化器病学会 近畿支部 女性医師・若手医師キャリア支援委員会 会則

第1章 総則

第1条 本会は日本消化器病学会近畿支部女性医師・若手医師キャリア支援委員会と称する。

第2条 本会の事務は日本消化器病学会近畿支部事務局が行う。

(女性医師若手医師キャリア支援委員会が行うアンケートの集計や会則の整備等の業務もこれに含まれる)

第2章 目的および事業

第3条 本会は女性医師だけでなく近畿支部を担う若手医師が、消化器病の臨床・研究・教育のそれぞれの分野で活躍し、消化器病学の発展と社会に貢献できる様に、多様なキャリア支援を行なうことを目的とする。

第4条 本会はその目的達成のため、会員相互の情報の交換を図り、主として支部例会時に委員会、研修会、講演会などを行う。

第3章 委員およびワーキンググループ

第5条 委員は日本消化器病学会近畿支部に属する日本消化器病学会会員とし、支部幹事からの推薦とする。

第6条 ワーキンググループは委員からの推薦でメンバーを構成する。

第7条 委員およびワーキンググループの任期は2年とし、再任は妨げない。

第4章 役員

第8条 本会は、その運営のため、下記の職務を行う役員をおく。

委員長：1名：会を代表し、会を招集し、会務を総理する。支部幹事会に参加することができる。

副委員長：若干名：委員長を補佐し、不在の際は職務を代行する。

第9条 委員長は支部長が推薦し、支部評議員会の承認を得て、支部長が委嘱する。

第10条 副委員長は委員長が委嘱する。

第11条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

第5章 委員会の開催および議決

第12条 本会は毎年1回以上開催する。

第13条 本会は委員の過半数の出席あるいは委任をもって成立する。

第14条 議決は出席者の多数決とする。

第6章 会計

第15条 本会の会費は徴収せず、経費は支部幹事会の承諾のもと日本消化器病学会近畿支部の会計から支払うこととする。

附則 1. 本会則は令和3年4月1日から施行する。